

令和5年12月25日

応募者希望各位

大館市建設部土木課長

「道路等包括管理業務に関する質問」の回答結果について（一部追加）

令和5年11月1日から15日までに受付した「道路等包括管理業務に関する質問」について、実施要項兼募集要項の9（3）に基づき、次のとおり回答を通知します。

記

・「仕様書」に関する質問と回答

No.	頁	項目名	質問	回答
1	P6 ～ P7	22. 支払条件 (1) マネジメント業務	マネジメント業務の減額等について ①減額金額の対象は、マネジメント業務に関する金額 ②加点減点は、判断基準の例から考えて狭義の意味のマネジメント業務ではなく業務全体を考慮した結果の加点減点と考えてよいですか？	ご認識のとおり、業務全体の実施状況を考慮して、市が必要と判断したときに加点・減点ポイントを付与します。 なお、「判断基準の例」に示す内容は一例であり、実際の業務では複雑な要素や多様な課題などが生じることから、発生した事象を受託者と市の双方が真摯に受け止め、協議のうえ加点・減点を決定するものとします。 【追記】 仕様書の一部を変更いたします。

No.	頁	項目名	質問	回答
2	P6 ～ P7	22. 支払条件	業務遂行の質を保つためと思いますが、ペナルティともとれる施策は必要なのでしょうか？ 別の方法を検討してもらえるのかお聞かせください。	No.2からNo.5については、一括して回答します。 減額規定の目的について、本業務は受託者の裁量を広く認めることで効率的に業務を遂行していただくことを期待しており、その業務品質を確保するために減額規定を設けています。
3	P6 ～ P7	22. 支払条件 (1)マネジメント業務の減額等	マネジメント業務に対して加点より減点対象判断基準が余りにも多く、リスクが多すぎるのではないか。(特に減点は減額で加点は増額しない点など)	業務品質が不十分である場合、市はモニタリング結果を踏まえて書面により業務の改善を勧告しますが、その後業務の改善がなされない場合は、「減点ポイント」を付与します。 減点ポイントが付与された場合においても、優れたサービス提供や創意工夫による業務改善などが見られた場合、「加点ポイント」の付与により減額を回避することが可能です。
4	P6 ～ P7	22. 支払条件 (1)マネジメント業務の減額等	なぜ加点・減点が必要なのでしょうか。 (マネジメント経費削減の為?) 判断基準の中で、要求水準を上回る業務・優れたサービスの提供、多大な費用をかけず施工・継続的なコスト縮減等について。 (判断基準は、性能規定の範囲内以上の業務を受託者に望み、減点ポイントを増やす為?)	月例会議などで受託者と市の間で、十分なコミュニケーションを取り、対応方針を確認したうえでもそれが遂行されない場合に、やむを得ず検討する対応とご認識ください。
5	P6 ～ P7	22. 支払条件	今現在、県・市発注の災害復旧工事等の発注件数が増加しており、現場代理人や作業員の人手不足状態が続いている。そのため、緊急時対応ができないなど業務が遅延する可能性があり、この事項にはとても厳しい内容であると感じる。	【追記】 仕様書の一部を変更いたします。

・「特記仕様書」に関する質問と回答

No.	頁	項目名	質問	回答
1	P12	要求水準編	(3)舗装維持工における要求水準で、舗装穴埋めや判断基準を明確にしてほしい。 (緊急で情報提供されても当日対応が難しい。) (担当者と受託者の緊急性の判断違い。)	仕様書（P10）の第4編道路編3.舗装維持工にあるとおり、穴埋めやパッチング処理などを行うこととなりますが、パンク事故が予想される箇所などの緊急的な取り扱いにおいては、月例会議などで担当職員との確認・協議により対応方針を決定することとします。

・「その他」に関する質問と回答

No.	頁	項目名	質問	回答
1		受託後の配置技術者の変更について	総括業務責任者、業務責任者は、他の業務と兼任できますか、また、工事（現場代理人、主任技術者等）との兼務は、どうですか？	本業務の配置技術者については、いずれの役職も他業務または他工事における現場代理人や主任技術者などとの兼務を認めます。
2		受託後の責任者等の交代について	3年間の長期業務契約中に、総括業務責任者、業務責任者の交代は認められますか？（退職、病気等以外）	やむを得ない場合、市との協議のうえで交代を認めます。
3		最優秀提案者（交渉権者）との契約締結前の協議について	契約書（案）の提示は、どのタイミングでされますか？ (早く示してもらいたいです)	契約書（案）は、最優秀提案者と技術提案書の結果通知（令和6年3月1日）以降できるだけ速やかに提示し、交渉権者と協議することを予定しています。

No.	貢	項 目 名	質 問	回 答
4		受託後の委託料の変更について	<p>契約金額の増減は、ありますか？（物価変動リスクの項目の注に協議とあります）</p> <p>3年間の長期契約において、人件費、経費等の見直しはあるのでしょうか？</p>	<p>リスク分担表で市と受託者双方がリスクを負うこととしている項目（著しい物価変動、気象や災害等による業務量の増大、第三者に起因する費用増大等）については、その要因を鑑みて、協議のうえで増減を決定します。</p>
5		その他	<p>経営事項審査に反映させたいが、方法はありますか？</p>	<p>本業務は委託契約となるため、兼業売上として計上可能です。建設工事ではないため、経営事項審査における工事実績としては計上できません。</p>
6		その他	<p>性能規定を拡大採用していますが、見る人により判断が異なると思いますがいかがでしょうか。</p> <p>（特に一般市民と施工業者には大きな乖離がある）</p>	<p>仕様書のP13～P20に示す要求水準に基づき、安全な道路利用を前提とした対応をお願いいたします。</p> <p>個別事象における対応判断については、月例会議などで担当職員との確認・協議により対応方針を決定することとします。</p>